

財務省第9入札等監視委員会
平成28年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年12月26日（月） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所 公認会計士） 委員 伊勢田道仁（関西学院大学法学部 教授）	
審議対象期間	平成28年7月1日（金）から平成28年9月30日（金）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名： 山本通合同宿舎屋内雑排水管改修等ほか2件工事監理業務 契約相手方： 株式会社 鷺尾建築設計事務所 （法人番号 4140001062278） 契約金額： 1,598,400円 契約締結日： 平成28年9月5日 担当部局： 近畿財務局
随意契約（公共工事）	—	
競争入札（物品役務等）	3件	契約件名： 小型乗用自動車（セダンタイプ）3台の購入（交換） 契約相手方： 株式会社 ミリオンオートサービス （法人番号 6180301013396） 契約金額： 5,145,782円 契約締結日： 平成28年7月29日 担当部局： 大阪税関
		契約件名： 神戸税関埠頭監視カメラシステム2式の調達（賃貸借） NECネクサソリューションズ 株式会社 契約相手方： （法人番号 7010401022924） 株式会社 J E C C（法人番号 2010001033475） 契約金額： 1,129,680,000円 契約締結日： 平成28年7月5日 担当部局： 神戸税関
		契約件名： 年末調整関係用紙等の発送代行業務 契約相手方： 日本通運 株式会社 大阪支店 （法人番号 4010401022860） 契約金額： 55,387,091円 契約締結日： 平成28年7月29日 担当部局： 大阪国税局
随意契約（物品役務等）	—	
応札（応募）業者数1者 関連	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本通合同宿舎屋内雑排水管改修等ほか2件工事監理業務 ・ 小型乗用自動車（セダンタイプ）3台の購入（交換） ・ 神戸税関埠頭監視カメラシステム2式の調達（賃貸借） ・ 年末調整関係用紙等の発送代行業務
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p> 契約件名： 山本通合同宿舎屋内雑排水管改修等ほか2件工事監理業務 契約相手方： 株式会社 鷲尾建設設計事務所 (法人番号 4140001062278) 契約金額： 1,598,400円 契約締結日： 平成28年9月5日 担当部局： 近畿財務局 </p> <p> 1者応札になった理由の1つとして、今回採用した工法自体は普及してきているが、工事監理を行う業者の間では、まだあまり知られていない工法であるからということになるのか。 </p> <p> 監理業務場所が地理的に離れた神戸市と和歌山県(2件)になっているが、別々に入札した場合でも、多くの参加は期待できないのか。 </p> <p> 1者応札を避けるためには、証明書等提出期限をもう少し遅くし、公告日から証明書等提出期限までの間を長くしてはどうか。 </p> <p> そのためには、証明書等提出期限と入札書提出期限の間を短くすれば確保できるのではないか。 </p> <p> あるいは、もっと公告日を早めてはいかがか。 </p> <p> そうすれば、入札参加機会が増えるのではないか。 </p>	<p> そのとおりである。 </p> <p> 工事監理を行う業者の間においては、普及の程度はまだ低いのではないかと考えている。 </p> <p> そもそも和歌山県下の登録業者が少ないこと、また昨年、和歌山県で実施した同種の入札が不調であったことから、都市部の宿舎を含めることで、業者の参加を期待したものである。 </p> <p> 加えて、決定等級の拡大や技術的な資格要件の緩和も併せて実施している。 </p> <p> 法令で定める最低期間で公告すればいいとは考えておらず、周知する期間をなるべく長く設けることは、入札参加機会を多く与えるということになるので、ご指導いただいた点を踏まえ検討を進めていきたい。 </p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： 小型乗用自動車（セダンタイプ） 3台の購入（交換）</p> <p>契約相手方： 株式会社 ミリオンオートサー ビス（法人番号 6180301013396）</p> <p>契約金額： 5,145,782円</p> <p>契約締結日： 平成28年9月5日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <p>契約の形態は買い取りか。</p> <p>リースに変えることは可能か。</p> <p>検討してはいかがか。</p> <p>落札者がどの車両を持ってくるのか資料上わからない。</p> <p>カローラを扱っている店はたくさんあると思料される。</p> <p>落札者は名古屋の者のようだが、なぜ関西圏の者が手を挙げないかがわからない。</p> <p>見積依頼先は入札があることは把握していると思われるが、参加しない理由は聞けていないのか。</p> <p>潜在的な入札可能者はどのくらいいるのか。</p> <p>ほとんど資格等級が「A」ということか。</p> <p>そういう試みも積極的にしていただきたい。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>購入で予算要求しているため、不可能である。</p> <p>過去に検証したことはある。 しかし、用途により維持経費が異なるため、どちらが有利になるとは一概に言えず、簡単に購入からリースに切り替えることはできない。</p> <p>カローラアクシオである。</p> <p>落札者は中古車・新車を扱う仲介業者であるが、参加資格を持つ販売店は諸事情により参加しなかった。 なお、入札参加可能な仲介業者について、近畿地区にどのくらいあるかは把握していない。</p> <p>担当者の予定が合わないという曖昧な回答で明確な理由は聞いていない。</p> <p>入札参加資格「B」又は「C」では少ない。</p> <p>そのとおりである。 そのため、神戸税関と共同調達を検討している。 購入台数が増えれば予定価格の上昇により「A」ランクも参加条件にできる可能性がある。</p> <p>承知した。</p>

意見・質問	回 答
<p> 契約件名： 神戸税関埠頭監視カメラシステム2式の調達（賃貸借） 契約相手方： NECネクサソリューションズ株式会社 （法人番号 7010401022924） 株式会社 J E C C （法人番号 2010001033475） 契約金額： 1,129,680,000円 契約締結日： 平成28年7月5日 担当部局： 神戸税関 </p> <p> 来年度以降入札に参加する見込みのある業者がいるとのことであるが、今回入札参加に障害となった性能等について仕様を満たすのか。 </p> <p> 税関の監視カメラは、神戸港だけでなく全国的に設置されているとのことであるが、場所ごとに性能の違いはあるのか。 </p> <p> また、予定価格の算出にあたって、他の税関の情報を反映させることはあるのか。 </p> <p> 監視カメラによる摘発実績は年に何回ぐらいあるのか。 </p> <p> 予算の関係で賃貸借契約となっているが、72か月以降のリース料金はどの程度を想定しているのか。 </p> <p> 1者応札の改善策として、対応できる業者を探す等、もう少し検討してみてもどうか。 </p>	<p> 来年度以降入札に参加する見込みのある業者は、過去に税関の埠頭監視カメラ納入実績もあり、技術的には問題ないと聞いている。 </p> <p> 全国的に統一された仕様書を使用していることから、性能等について大きくは変わることはない。 </p> <p> 予定価格の算出に当たっては、他の税関の価格を参考にすることもある。 </p> <p> 年によって違うが、麻薬に限らず様々な摘発がある。 </p> <p> 積算資料等を参考に予定価格を積算し、その価格の範囲内で契約することになる。 </p> <p> 承知した。 </p> <p> 今回の意見招請に参加している業者も数社いることから、仕様書の更なる見直しを実施するとともに、業者のカメラ開発にも期待するところである。 </p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： 年末調整関係用紙等の発送代行業務</p> <p>契約相手方： 日本通運 株式会社 大阪支店 (法人番号 4010401022860)</p> <p>契約金額： 55,387,091円</p> <p>契約締結日： 平成28年7月29日</p> <p>担当部局： 大阪国税局</p> <p>当該案件が1者応札となった理由は何か。</p> <p>落札率が高い理由は何か。</p> <p>1者応札に対する今後の改善策は検討しているのか。</p> <p>発送業務を代行させるメリットは何か。</p> <p>前年度と比べた契約単価の増減はどうか。</p> <p>引き続き1者応札の改善に取り組んでいただきたい。</p>	<p>過去においては2者以上の入札実績があるが、本年度については、従来の参加業者が当該案件の業務期間中に他の業務を受託したこと等の業者側の個別的な理由に基づき入札を辞退したためである。</p> <p>予定価格の積算に当たって、応札業者から徴取した価格明細書の金額に、過去の入札状況に基づく割引率を反映させているためである。</p> <p>公告日を前倒しして、公告期間を延長するとともに、インターネットなどの各種情報により応札可能な業者の情報を収集し、新規業者に対して積極的に入札の参加を働きかけることが重要であると思料する。</p> <p>発送代行業者は郵便局への発送物の持ち込みに当たって、発送物を重量と郵便番号別に区分する等により、郵便局と契約している安価な単価で発送することができる。</p> <p>したがって、当局での発送に比べ、発送コストを削減することが可能となる。</p> <p>今年度の契約単価については、前年度と比較して数円増加している。</p> <p>当該増加の要因については、予定価格の積算時に行った価格明細書の検証の結果、昨今の市場動向、具体的には運送費及び人件費の増加によるものと確認しており、金額的にも妥当なものである。</p> <p>承知した。</p>